

## 陸前高田市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>1 新型コロナウイルス感染症拡大に係る地域経済対策の拡充について</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国、県においては、感染症対策の徹底と併せ、各種支援制度を創設するなど、経済対策についても幅広く支援を実施しているところであります。</p> <p>当市においても、中小企業・小規模事業者や農林水産業者等への事業継続と安定した雇用の確保のため、持続化給付金や家賃支援給付金をはじめ、プレミアム商品券、第一次産業支援金、広田湾産水産物販売促進補助金等の支給に取り組んできた他、観光分野においては、市内観光地等への周遊を促す観光パスポートの発行など、独自の支援を実施してきたところであります。</p> <p>しかし、感染収束が見通せない現在、地域経済を担う各種産業への継続的な支援については、喫緊の課題であり、迅速かつ適切な支援策が強く求められるとともに、今後の感染収束状況に応じて、観光、飲食、宿泊など観光関連産業等を対象とした消費喚起対策の再開など、積極的な支援が必要であります。</p> <p>また、農林漁業者においては、外食やインバウンド需要の大幅な減少による農林水産物の価格低下など、価格安定対策の拡充も重要であります。</p> <p>特にも、当市の基幹産業である水産業においてはさらに貝毒の影響も加わり、令和元年度と比べ売上高が減少した漁業経営者が93.6%と漁業の経営継続が厳しい状況であります。</p> <p>つきましては、地域経済回復のため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る地域経済対策のさらなる拡充及び財源の確保について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、地域の雇用と経済活動を支えるため、令和3年度、累次にわたる補正予算により、令和3年4月からの売上減少に対応する地域企業経営支援金のほか、県民及び隣接県民の県内旅行代金を助成する「いわて旅応援プロジェクト」や、感染症対策に係る認証制度に対応した飲食店で使用できる食事券を発行する「いわての食応援プロジェクト」などについて措置し、事業者の事業継続支援や県内の需要喚起に取り組んでいるところです。</p> <p>また、商工指導団体、産業支援機関等と連携して、新しい生活様式に対応した、あるいは、IoT・AIの活用などによるビジネスモデルの転換、生産技術の高度化、人材育成など、将来を見据えた足腰の強い産業構造への転換への支援に取り組んでいます。</p> <p>このほか、国に対しては、令和3年6月及び11月、雇用調整助成金の特例措置の拡充・延長など雇用維持に対する支援の継続や、持続化給付金や家賃支援給付金の複数回給付など事業者支援の拡充・継続について要望し、事業者の事業の継続・回復を支援する事業復活支援金などの措置が講じられたところです。</p> <p>今後も、感染状況や県内中小企業者の経営状況を見極めながら、必要に応じて対応を検討していきます。(B)</p> <p>県では、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が生じている農林漁業者を支援するため、国の地方創生臨時交付金等を活用しながら、経営安定化や農林水産物の需要喚起・消費拡大などの取組を講じているところです。</p> <p>令和3年6月には、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、農林水産物の消費拡大に向けた取組に対する支援などについて、十分な予算を確保するよう国に対し要望したところであり、引き続き、農林漁業者が意欲をもって事業を継続できるよう取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、農林部、水産部	B:2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>2 主要幹線道路等の整備促進について</p> <p>(1) 一般国道343号の改良整備</p> <p>東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、ILC実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般国道343号の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新笹ノ田トンネルの整備</li> <li>・矢作町字耳切～梅木間及び字中平地内一ノ渡橋の急カーブ解消</li> </ul>	<p>一般国道343号は、沿岸地域の復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しています。</p> <p>また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で国道343号を「一般広域道路」として位置付け、気仙地域と県南地域の拠点都市間の連絡強化を図る路線としました。</p> <p>新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。（C）</p> <p>矢作町字耳切（ミヅレ）～梅木（ウキ）間及び字中平（カガイ）地内一ノ渡橋（イワタリバシ）周辺の急カーブ解消については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C：2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>2 主要幹線道路等の整備促進について</p> <p>(2) 一般国道340号の改良整備</p> <p>東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、ILC実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 一般国道340号の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹駒町下壺～横田町太田間の歩道整備</li> </ul>	<p>歩道整備については、県内各地域から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。御要望の区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>2 主要幹線道路等の整備促進について</p> <p>(3) 一般国道284号の改良整備</p> <p>東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところでもあります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、ILC実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 一般国道284号の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般広域道路としての機能強化</li> </ul>	<p>一般国道284号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、一関市内の室根バイパスや石法華(イボック)工区等において、設計速度を時速60キロメートルの規格で整備を進めてきたところであります。</p> <p>また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で国道284号を「一般広域道路」に位置付け、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>2 主要幹線道路等の整備促進について</p> <p>(4) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備</p> <p>東日本大震災においては、本市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところでもあります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、ILC実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、本市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、本市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(4) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米崎町字堂の前～沼田間の側溝整備及び冠水対策</li> </ul>	<p>主要地方道大船渡広田陸前高田線の御要望の区間については、側溝整備等の必要な道路補修を行った後に貴市に移管することとしており、早期の市道移管に向けて貴市と調整を図りながら、引続き取り組んでいきます。（A）</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>2 主要幹線道路等の整備促進について</p> <p>(5) 一般県道世田米矢作線の改良整備</p> <p>東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、ILC実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(5) 一般県道世田米矢作線の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矢作町字愛宕下～二田野間の部分改良整備</li> </ul>	<p>一般県道世田米矢作線の矢作町字愛宕下から二田野間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>2 主要幹線道路等の整備促進について</p> <p>(6) 主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備</p> <p>東日本大震災においては、本市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところでもあります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、I L C実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものであります。</p> <p>また、本市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、本市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(6) 主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県境付近における狭隘区間の整備促進</li> </ul>	<p>主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>3 河川改修等について</p> <p>(1) 2級河川気仙川</p> <p>甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年、全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった大きな被害が発生しています。</p> <p>今後においても、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が引き続き懸念されることから、流下断面が狭い箇所を拡大し河道の流下能力を向上させることが急務であります。</p> <p>つきましては、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 2級河川気仙川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹駒地区～横田地区の河道掘削</li> </ul>	<p>気仙川の竹駒(タコマ)地区から横田(ヨコタ)地区間における河道掘削については、平成30年度に金成(カナリ)橋の上流部、令和元年度に小坪(コツボ)橋の上流部、令和2年度に竹駒地区の矢作川合流点付近の堆積土砂を撤去したところです。今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めてまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1
令和3年 8月23日	<p>3 河川改修等について</p> <p>(2) 2級河川矢作川</p> <p>甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年、全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった大きな被害が発生しています。</p> <p>今後においても、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が引き続き懸念されることから、流下断面が狭い箇所を拡大し河道の流下能力を向上させることが急務であります。</p> <p>つきましては、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 2級河川矢作川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矢作町字越戸内～湯漬畑間の改修整備</li> </ul>	<p>二級河川矢作川の矢作町字越戸内(オツウチ)から湯漬畑(ユツクバタ)間の改修整備については、早期の整備は難しい状況ですが、令和2年度は、矢作橋上下流部の河道掘削を実施したところであり、令和3年度は金平(カネヒラ)橋下流部の河道掘削を実施する予定です。</p> <p>今後の河川改修整備については緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断してまいります。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1



要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>3 河川改修等について (3) 2級河川浜田川 甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年、全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった大きな被害が発生しています。 今後においても、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が引き続き懸念されることから、流下断面が狭い箇所を拡大し河道の流下能力を向上させることが急務であります。 つきましては、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 2級河川浜田川 ・米崎町字中田～川向間における河道掘削</p>	<p>浜田川の米崎町字中田から川向間における河道掘削については、平成30年度に、神田橋から高木橋間を実施したところであり、令和3年度、浜田橋から清水(シズ)橋上流付近の河道掘削を実施したところです。 今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めてまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>4 県営復興祈念公園の整備促進及び三陸沿岸地域の観光振興について</p> <p>東日本大震災の多くの犠牲者を追悼、鎮魂するとともに、大震災の脅威と教訓を後世に語り継ぎ防災文化を醸成していくため、令和元年9月から「高田松原津波復興祈念公園」が一部供用開始されました。</p> <p>この復興祈念公園は、震災伝承ネットワークを形成するゲートウェイとしての役割を担っており、また、「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」による地域の魅力の再認識や発信を通じて三陸沿岸地域への来訪者の周遊を促すなど、交流人口拡大へ大きく寄与しているところであります。</p> <p>今後はより一層、三陸沿岸の市町村が一体となった広域的な観光客の誘客と観光地としてのブランド化を図る取組が必要です。</p> <p>つきましては、県内に唯一整備される復興祈念公園にふさわしい整備が図られ、かつ、三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 県内に唯一整備される復興祈念公園であるという特性を考慮し、国内のみならず世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理（除草、トイレ、ベンチの設置等）及び利活用方策の検討</p> <p>(2) 県が整備する高田松原津波復興祈念公園の整備促進</p> <p>(3) 復興教育や修学旅行等の学校ニーズに応じ、3.11仮設住宅体験館等の市施設とも連携した津波教育を核とする震災伝承プログラムの充実と、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた観光客誘致対策などの推進</p> <p>(4) 自転車を活用した広域的な周遊観光ルートの設定等、市や県を越えた広域的連携についての県主導の取組</p>	<p>(1) 公園全体の適正管理については、国県市が連携して取り組んできたところであり、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き貴市と連携しながら、取組を進めていきます。(A)</p> <p>また、トイレの設置については、今後の公園の利用状況等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C)</p> <p>ベンチについては、市の要望を踏まえ、令和4年2月に、一本松周辺に5基設置したところです。(A)</p> <p>公園の利活用については、来館者が追悼と鎮魂の思いとともに震災の教訓と復興の姿を未来に伝えていけるよう、園内の震災遺構や東日本大震災津波伝承館などの一体的な活用、方策を管理運営協議会において、関係機関と共に検討します。(A)</p> <p>(2) 県が整備する高田松原津波復興祈念公園については、東日本大震災津波伝承館等の開館時期にあわせて公園の一部区域の供用を令和元年9月22日に開始しました。また、それ以外の国営追悼・祈念施設周辺を中心エリアや、高田松原海岸の海水浴利用者の利便性を図る駐車場を含むエリアなどを順次供用し、令和3年12月26日に全面供用しました。(A)</p> <p>(3) 県では、これまでも「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「高田松原津波復興祈念公園」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を活用した観光メニューの創出に取り組んでいるほか、県内各地の観光資源を組み合わせた情報発信や沿岸地域を訪問するバスツアーの造成支援などを通じて「三陸ブランド」の確立に向けて取り組んできたところです。</p> <p>また、県観光協会等と連携しながら、震災学習を中心と</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、土木部	A：5 B：2 C：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>した教育旅行の誘致拡大や本県来訪の定着に取り組んでいます。</p> <p>県としては、今後とも、本県の観光資源の情報発信などのプロモーションや、観光施設における感染症対策を含めた受入環境整備への支援に取り組んでいきます。(B)</p> <p>東日本大震災津波伝承館では、修学旅行や校外学習で訪れる児童・生徒の発達段階に対応した震災学習の機会を提供しています。3. 1 1 仮設住宅体験館の他、高田松原津波復興祈念公園パークガイドなど、市による取組と連携して東日本大震災津波の事実と教訓を伝承するプログラムの充実を図っていきます。(A)</p> <p>(4) 県では、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」を通じ、観光地域づくり法人(DMO)や観光協会、その他観光地域づくりに携わる団体を中心とした地域主体で取り組む旅行商品の造成や磨き上げ、新しい旅のスタイルに対応した取組への助成などを実施しています。</p> <p>今後も、多様なニーズに対応した観光コンテンツの更なる発掘や磨き上げを行い、広域周遊観光を推進していきます。(B)</p>			
令和3年8月23日	<p>5 陸前高田オートキャンプ場モビリアのリニューアル整備について</p> <p>陸前高田オートキャンプ場モビリアは、平成11年の開業以降、日本オートキャンプ協会認定の「五つ星キャンプ場」として多くの愛好者に利用されてきました。</p> <p>東日本大震災以降は、応急仮設住宅が建設されてきたところではありますが、令和2年9月末ですべての撤去を終えたところでもあります。</p> <p>つきましては、当該施設は、三陸沿岸地域へ誘うゲートウェイとしての「道の駅高田松原」とともに、滞在型・体験型観光の拠点として重要な施設であることから、本格再開を見据えた施設全体の早期のリニューアル整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、施設については、より魅力あるキャンプ場に再整備していただくよう、その必要な財政措置についても、併せて御配慮をお願いいたします。</p>	<p>陸前高田オートキャンプ場モビリアについては、利用料金制の公の施設として平成11年に開設した後、ドームハウスを新設するなど、施設の魅力を維持するため、必要な整備を行ってきたところです。</p> <p>東日本大震災津波の発災後は、キャンプサイト等に応急仮設住宅が設置されたことなどから、現在は施設の維持管理のみ行っているところです。</p> <p>令和3年度に応急仮設住宅の設置に係る原状回復工事が終了しましたが、長期間休止したこと等により、再開のための施設等の修繕のほか、多様化するオートキャンプ場に対するニーズに対応できる整備が必要であることから、令和4年度に改修整備を行い、早期の施設の再開に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、施設の再開後は、防災教育や漁業体験といった被災地の様々な地域資源と組み合わせることにより、集客力のある魅力的な施設になるよう、引き続き、貴市と連携して取組を進めてまいります。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>6 鳥獣被害対策の強化について ニホンジカをはじめ、カモシカやクマ、サル、ハクビシン、イノシシ等による鳥獣被害が、市内全域に及んでおります。</p> <p>こうした中、県が主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業などにより捕獲体制の強化が図られ、シカを中心とした有害鳥獣の捕獲や防除対策を実施しておりますが、農林業の有害鳥獣による被害額は、依然として多額で推移していることから、個体数、生息場所、行動範囲等の調査が必要であり、さらなる拡充が求められます。</p> <p>鳥獣被害の増加は、農林産物の収穫量の減少による所得の減少や、耕作意欲の減退による耕作放棄地の増加に直結し、農林業振興を図るうえで深刻な影響を与えるものと憂慮されます。特にも、生息数が増加しているニホンジカについては、農林業被害が恒常的に発生していることから、猟犬禁止措置の解除検討など、狩猟の取組強化が必要と考えているものであります。</p> <p>また、担い手となる新規狩猟者の確保に向けては、狩猟免許の取得費用や銃器等の購入費用など初期費用負担が課題であることから全県的な支援の取組が必要であり、助成制度の充実・強化が求められます。</p> <p>加えて、国の助成制度や捕獲頭数制限の撤廃により急激に増加した捕獲個体の処分に苦慮するなど新たな課題が生じています。</p> <p>市内飲食店等においてはシカ肉を利用した新メニューのニーズが高まっていることから、「食品中の放射性物質検査」の結果基準値を下回った個体については、出荷規制を解除、流通させ、狩猟者の所得向上につなげることで、鳥獣被害対策のさらなる推進が期待されます。</p> <p>つきましては、鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>(1) 県では、ニホンジカの個体数の管理のため個体数推定を実施し、先般開催した管理検討委員会にて推定値を公表しました。</p> <p>推定値を踏まえた令和3年度の捕獲目標値に基づき、狩猟期間の延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、全県一斉での捕獲強化期間の設定など様々な取組により、関係部局と連携し、全県における捕獲に努めることとしています。</p> <p>なお、今年度、次期鳥獣保護管理事業計画及びニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ及びカモシカに係る新たな第二種鳥獣管理計画を策定することとしており、生息状況や被害状況を踏まえ、猟法も含め、専門家からご意見を伺いながら策定を進めます。(B)</p> <p>有害捕獲については、昨年度のシカにおける岩手県鳥獣被害防止総合支援事業の活用実績9,161頭を上回る約10,700頭分の鳥獣被害防止総合対策交付金予算を被害の多い市町村を中心に配分し、捕獲対策の強化に取り組んでいます。</p> <p>(B)</p> <p>(2) 平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税は、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者については免税に、有害鳥獣捕獲の従事者については、1/2減税となる等の措置がとられています。</p> <p>また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けては、狩猟免許試験に向けた予備講習会を無料で開催しているほか、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催などに取り組んでいます。</p> <p>併せて、経験の浅い狩猟者の技能向上研修会や、狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催し、狩猟者の技能向上支援や新規確保にも取り組んでい</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	B : 5

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
	<p>(1) 有害鳥獣の捕獲に対する取組の強化</p> <p>(2) 鳥獣被害対策に対する助成制度の充実・強化</p> <p>(3) 焼却施設など捕獲個体の広域処理施設の設置</p> <p>(4) 検査をクリアしたシカ肉の出荷規制解除</p>	<p>るところです。</p> <p>今後も、関係機関と連携して新規狩猟者の確保に努めます。(B)</p> <p>シカなどによる農林業被害を防止するため、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業や森林整備事業を活用し、防護柵や電気柵などの整備を支援しています。</p> <p>また、国に対し必要な財政支援を継続・拡充するよう要望しており、今後も助成制度の充実・強化に努めていきます。(B)</p> <p>指定天然記念物保護増殖事業(カモシカ食害対策)として、事業費(主たる経費が60万円以上を対象)の2分の1以内の額を補助金として交付しており、今後もカモシカ食害対策への支援に取り組んでいきます。(B)</p> <p>指定天然記念物保護増殖事業(カモシカ食害対策)として、事業費(主たる経費が60万円以上を対象)の2分の1以内の額を補助金として交付しており、今後もカモシカ食害対策への支援に取り組んでいきます。(B)</p> <p>(3) 有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理については、捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設等での焼却が行われています。</p> <p>一般廃棄物としての処理は市町村が行うこととされており、また、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業において、市町村等による焼却施設や食肉利用等施設の整備が可能ですので、県では市町村等が行う施設の整備に対して、補助事業等の活用などの支援を行っていきます。(B)</p> <p>(4) シカ肉については平成24年7月26日付けで原子力災害対策本部長から県内全域を対象とした出荷制限の指示がされているところです。</p> <p>これを踏まえ、県は、ニホンジカ肉の放射性物質検査の実施方法や処理加工施設における管理基準等を定めた「出荷・検査方針」を策定し、出荷制限の一部解除を原子力災害対策本部長に申請したところ、令和2年4月15日付けで、県内の一部の市町で捕獲されたニホンジカで、かつ、当該シカ肉の放射性セシウム検査結果が100Bq/kg以下である等の条件付きで出荷が可能となりました。</p>			

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>今後、新たな市町村で、ニホンジカ肉のジビエ利用に取り組もうとする場合については、食品衛生法に基づく食肉処理加工施設や放射性物質検査体制の整備等の条件が整い次第、該当市町村での出荷制限の一部解除に向け、国と協議してまいります。(B)</p>			
令和3年8月23日	<p>7 家畜診療に関する獣医療過疎地域における獣医療提供体制の維持及び獣医師偏在の解消について</p> <p>平成29年6月の法改正に伴う診療所会計の独立採算制への切り替えにより、収入の構造が激変したため、県内すべての家畜診療所の経営が悪化し、特に、当市を含む東南部地域を管轄する岩手沿岸基幹家畜診療所が大幅な赤字となっていることから、本年4月に岩手県農業共済組合より、県内家畜診療所の統廃合と業務内容の抜本的見直しの必要に迫られている旨の説明がなされたところです。</p> <p>県内の家畜診療に係る獣医師については、内陸部に偏在している傾向にありますが、地域畜産振興等を重視する観点から経営的に不採算地域の獣医療においても、運営の維持に努めてきた岩手県農業共済組合からは、令和5年度以降に、岩手沿岸基幹家畜診療所の閉鎖を示唆されたことから、民間開業の産業動物分野の獣医師がいない3市2町(釜石市、大槌町、住田町、大船渡市及び陸前高田市)の畜産農家に不安が広がっております。</p> <p>つきましては、「畜産県岩手」を標榜する本県において、地域的な偏在のない獣医療の提供体制が維持されるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 獣医師不在地域における獣医療の提供体制の維持  (2) 家畜診療に係る公務員獣医師等の確保、配置による獣医師偏在解消</p>	<p>(1) 県では、令和3年3月に策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、岩手県獣医師会などの関係団体と連携して、民間の獣医師や退職した獣医師を対象とした獣医師リストを整備することとしており、広域的な人材の活用を図りながら、安定的な獣医療の提供に努めていきます。</p> <p>また、共済組合の家畜診療所の統廃合等が示唆されていることから、県では、地域の獣医療の提供体制が維持されるよう、共済組合や地元の関係機関・団体との検討を進めることとしています。(B)</p> <p>(2) 家畜保健衛生所は、家畜伝染病予防や疾病の診断、飼養衛生管理の指導等を行っており、家畜診療は、民間の診療所等が担っています。</p> <p>県では、県内の獣医師の確保に向け、平成3年度に県事業として獣医師修学資金制度を創設し、修学資金の貸付を行い、県内への就業を支援しているところです。</p> <p>また、獣医系大学への訪問等による県内への就業勧誘や、獣医学生の臨床実習、インターンシップの受入れ等の取組を強化し、獣医師の確保に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	農林部	B : 2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>8 東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質トリチウムを含むアルプス処理水の海洋放出について</p> <p>令和3年4月13日、政府は「東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質トリチウムを含むアルプス処理水」について「海洋放出」の方針を決定したところであります。</p> <p>壊滅的な被害を受けた東日本大震災津波から10年が経過した現在、漁港・防潮堤等の水産基盤施設においても概ね完成し、また、漁業者の懸命なご努力により、漁業活動も震災前の水準に回復しつつあるところであります。</p> <p>その中で、今般の放射性物質トリチウムを含むアルプス処理水の海洋放出の決定は、漁業団体や漁業者の合意形成がないまま決定された経緯もあり、誠に遺憾であります。</p> <p>つきましては、震災からの復興に向け、懸命な努力を継続してきた漁業者の思いを真摯に受け止め、十分な説明と慎重な対応を行うことについて国に対し強く働きかけを行っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>処理水の処分に当たっては、本県の自然環境や漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、県としては、令和4年度政府予算要望において、「国内外の理解が十分に得られていない中での決定であり、本県においても、国が責任をもって水産業を始めとする関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう」要望したところであります。</p> <p>また、6月23日に行われた「自民党東日本大震災復興加速化本部」によるヒアリングでは、知事から、処分方針決定に係る県内市町村や漁業者の声、東日本大震災津波からの復興の現況等を説明し、政府予算要望に沿った対応が政府において実施されるよう要望しました。</p> <p>さらに、7月9日には「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ」によるヒアリングが行われ、北海道、青森県と共に参加したところであります。</p> <p>本県からは、これまでの要望と同様、国において本県の関係者に漏れなく丁寧な説明を行い、県民の不安や懸念の声を聴き取って真摯に対応するよう求めました。</p> <p>今後も機会を捉え、国に対し働きかけを行ってまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、水産部	B : 1

要望日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>9 海況変化等による主力魚種の不漁、並びに、貝毒発生の原因究明と、抜本的対策について</p> <p>近年の海洋状況の変化等により、当市広田湾産水産物の主力魚種であるサケやアワビ、ウニ等の水揚げが震災前と比較して大幅に減少しているところであります。</p> <p>また、当市海域においては、ホタテ貝をはじめ、ホヤ等の広田湾産水産物について、貝毒（麻痺性、下痢性）が発生し、出荷の自主規制が断続的に行われている状況となっております。</p> <p>生産者においては、自主的な対策として出荷時期をずらす等の調整を行っておりますが、漁業経営に係る影響は大きいところがあります。</p> <p>このことは、近年の地球温暖化現象による海水温の上昇が原因の一つとも考えるところではありますが、水揚量や水揚額の減少と貝毒の発生による出荷規制の長期化は、漁業者のみならず、水産加工業や流通・商業分野においても、その影響は非常に大きいものがあります。</p> <p>つきましては、当市をはじめとする県内産水産物の持続可能な水揚量等の再生・保全が重要であることから、近年の海況変化等による主力魚種の不漁や貝毒の発生について、その原因究明と抜本的な対策を早急に講じていただきたく、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) サケ・アワビ・ウニ等、主力魚種の不漁の原因究明と抜本的な対策</p> <p>(2) 貝毒発生の原因究明と抜本的な対策</p>	<p>(1)-① サケの不漁の原因究明については、これまでの耳石温度標識を用いたさけ稚魚の移動分布や成長等の調査結果から、放流時期の海水温の急激な上昇等が稚魚の生残に影響を与えていると考えられていることから、回遊海域における広域的な調査の充実や県が実施する調査研究の支援を国に要望しているところです。</p> <p>また、健康な稚魚を生産技術を確立するため、県水産技術センターでは、平成26年度から「水産技術センター大規模実証試験施設」を活用し、サケ種苗の生産工程を検証するほか、高水温でも回帰する北上川水系のサケに着目し、その特性を利用した新たなサケ資源の造成を検討しています。（B）</p> <p>(1)-② アワビ、ウニなどの不漁原因につきましては、餌料海藻不足による成長不振が考えられることから、県では餌料環境の改善に取り組むこととし、コンブ胞子の放流や海中林造成などの餌料海藻回復対策を指導しているところです。</p> <p>また、過剰に生息しているウニを餌料環境の良い漁場や給餌管理しやすい漁港内への移殖することにより、磯焼け対策とウニ資源の有効活用に向けた取組を進めていきます。（B）</p> <p>(2) 県水産技術センターでは、海況や水質の変化と貝毒原因プランクトンの出現状況を調査し、毒化予測精度の向上に取り組んでいます。また、これまで行ってきた貝類の種類による毒の抜けやすさ（抜けにくさ）の研究につきましては、岩手県で養殖している貝類等の中では「ホタテガイ」が最も毒が蓄積しやすく抜けにくい一方、「マガキ」や「エゾイシカゲガイ」は毒が蓄積しにくく抜けやすいとの知見が得られましたので、養殖種を選定する際の指導に資することとしています。</p> <p>また、県では、国に対して麻痺性貝毒の発生予測技術の開発と毒量を低減する技術の開発について調査・研究の実施を要望しているところであり、県としても大学等と連携して調査・研究を進めていきます。</p> <p>なお、今後も岩手県漁業協同組合連合会等と連携して、貝毒原因プランクトンの発生状況と貝毒のモニタリングを継続し、消費者へ安全・安心な貝類等を提供するよう努めていくこととしています。（B）</p>	沿岸広域振興局	水産部	B：3



要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>10 持続可能な地域公共交通の構築について</p> <p>市内の公共交通については、震災以降、JR大船渡線BR Tをはじめ、当市と大船渡市、住田町間を運行する路線バスを基幹としつつ、市内を運行する路線バス、乗合タクシー及びデマンド交通の運行をしており、住宅環境等の変化による市民ニーズに対応しながら、運行経路の見直しや、バス停の新設等に取り組んでおりますが、公共交通の便数や乗降場所が限られていることから、移動ニーズを満たすことは当市のみならず全国的な課題となっております。</p> <p>そのような状況の中で、令和2年度をもって被災地に対する特例的な補助スキームがほぼ終了したことから、当市においては多額の運行経費を自主財源から捻出しなければならない事態が生じており、より効率的で持続可能な新たな公共交通ネットワークを構築することは喫緊の課題となっております。</p> <p>地域公共交通の抱える課題については、市町村のみならず県全体の課題として捉え、解決策について検討していただくとともに、路線バスの利便性の向上や効率的な運行のためのバス路線再編など、持続可能な地域公共交通の推進と、そのための必要な財源確保について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、岩手県地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでおり、県と市町村で構成する地域内公共交通構築検討会において、市町村が抱える課題に対する解決策等について検討を行っています。</p> <p>また、市町村が地域の実情に応じ、持続可能な公共交通体系の構築や利用促進を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているほか、市町村の要請に応じ、地域公共交通の再編等について助言を行う有識者を派遣しています。</p> <p>併せて、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要な支援を行っていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>11 子どもの医療費助成事業の拡大について</p> <p>県の子どもの医療費助成事業については、未就学児及び小学生入院分が対象となっており、また、令和2年8月からは中学生を対象とした現物給付が実施されているところです。</p> <p>つきましては、子どもへの適正な医療を確保し、子育て世代の負担を軽減するため、医療費助成事業範囲の拡大について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 助成対象の拡大・・・小学生の外来分まで (2) 現物給付の拡大・・・高校生分まで</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望などにおいて、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>現物給付の対象拡大に当たっては、新たな国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があるほか、これまで、全県一律で導入を行ってきた経緯があり、今般、中学生までの拡大を検討することについても、県内全市町村が中学生までの助成を開始したことが契機となっています。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、現在、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において現物給付を拡大した場合、現物給付が行われない市町村に対して生じる影響(サービス水準等の面で格差が拡大する懸念等)なども考慮する必要があることから、高校生への現物給付の拡大は慎重に検討すべきと考えています。(C)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	C : 2
令和3年 8月23日	<p>12 地域医療の充実確保について</p> <p>東日本大震災後、多くの医療機関の機能が総体的に低下しており、地域の基幹病院である県立高田病院においても、医療体制の構築や各診療科における医師の確保が急務となっております。</p> <p>つきましては、地域住民の医療に対する需要に対応できる体制確保のため、県立高田病院における各診療科(皮膚科、眼科及び耳鼻咽喉科)への常勤医師の配置について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>県立高田病院において常勤医師が不在となっている皮膚科、眼科及び耳鼻咽喉科への常勤医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いております。</p> <p>そうした中で、県では医師不足が深刻な地域への奨学金養成医師の優先配置に取り組んでおり、年々中小病院への配置が増えている状況で、今後更に配置が進んでくることが予想されます。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>13 水門・陸閘の維持保守費用の財政支援について 漁港海岸事業のうち「水門・陸閘の復旧整備」については、沿岸各市町村で整備が進んでおり、水門・陸閘合わせ30基（うち遠隔化陸閘10基）を整備したところであります。</p> <p>当市においては、昨年度から陸閘遠隔化の運用を開始しており、維持保守管理について点検業務等で多額の経費を要しております。</p> <p>つきましては、県民の生命財産を守るため、安心安全なシステムや施設の整備や保守点検を行うこととし、その維持保守費用に対する国・県の財政支援について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>水門・陸閘等の自動閉鎖システムについては、将来にわたって確実に稼働させるためには適正な維持、管理が必要であり、維持管理費の財源確保が喫緊の課題となっております。</p> <p>県では、国に対し、地方自治体が負担する津波対策施設の維持管理費及び修繕費、更新費について財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。（B）</p>	沿岸広域振興局	水産部	B：1
令和3年 8月23日	<p>14 竹駒町地内における治山事業の実施について 竹駒町滝の里地区については、土砂災害危険区域に指定されており、大雨の度に土砂が流出し、治山事業による防災対策が必要であります。</p> <p>また、竹駒町上壺地区は、玉山休養施設に通じる市道玉山線沿いが急傾斜となっており、令和元年の東日本台風の際にも土砂崩れが発生し、道路が寸断されたことから、治山事業による転石防止等が急務であります。</p> <p>つきましては、竹駒町地内における土砂災害の危険が軽減されるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 竹駒町滝の里地区における治山ダムの整備 (2) 竹駒町上壺地区における治山事業の実施</p>	<p>治山事業は、国の「森林整備保全事業計画」及び県の「治山事業四箇年実施計画」に基づき実施しております。</p> <p>具体的な事業実施については、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところです。</p> <p>要望のありました地区につきましては、現地の経過観察を継続して実施し、事業採択に係る条件や緊急性を見極めながら検討を進めてまいります。（B）</p>	沿岸広域振興局	農林部	B：1
令和3年 8月23日	<p>15 高田海岸沖へ流出した消波ブロックの撤去について 東日本大震災津波で、県が高田海岸に設置していた消波ブロックが流出し、海中ガレキとして高田海岸沖の漁場内に散積している状態となっております。</p> <p>高田海岸沖の海域は、コタマ貝やホッキ貝（ウバガイ）などが採取できる良好な漁場ですが、流出した消波ブロック等の海中ガレキの影響により、底引き網漁ができない状況となっております。</p> <p>つきましては、漁業者の営漁再開のため、流出した海中ガレキの撤去を早急に行い、高田海岸沖の漁場の早期回復を行っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>高田海岸の消波ブロックは、高潮対策として昭和46年に設置したブロックで、東日本大震災津波により沖側に流出したものです。</p> <p>この消波ブロックは広範囲にわたっていることから、全面的な撤去は施工上難しいところではありますが、砂浜再生工事等の支障となる範囲については撤去を行ったところではあります。</p> <p>残りのブロックの撤去については、漁の支障となる範囲について漁業関係者の意見を聞き取りしたところであり、今後、消波ブロックの撤去方法や撤去可能な範囲について検討してまいります。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>16 国際リニアコライダの誘致実現について</p> <p>国際リニアコライダ（ILC）は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには、人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な戦略であります。</p> <p>国内建設候補地とされる東北では、加速器関連技術を用いたプロジェクトが動き出しており、今後、関連産業の集積が進み、その集大成としてILCの建設が実現すれば、高度な技術力に基づくものづくり産業を更に成長発展させ、日本再興に大きく寄与するばかりではなく、国際的なイノベーション拠点の形成等が進み、世界に開かれた地方創生が期待されます。</p> <p>さらには、ILC計画は、東日本大震災からの創造的産業復興、ひいては日本の成長にも大きな役割を果たすものと確信しています。東北は、今後とも、国内の他地域との連携を一層深め、産学官民が一体となり、ILCの早期実現に向けて最大限の努力をしていくものであります。</p> <p>つきましては、ILCの早期実現に向けて、国に対し、次の事項について要望いただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) ILCの実現に向け、国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、確実な実現を図ること。</p> <p>(2) ILC計画を我が国科学技術の進展、さらに地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生の柱に位置付けること。</p>	<p>国際リニアコライダ（ILC）の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>本年6月にILC国際推進チームから、「ILC準備研究所提案書」が公表され、ILC準備研究所の組織体制や設立手順、現地での調査設計を含む作業計画等について提案されたものであり、ILC実現に向けた国際的な取組が進むものと期待されます。</p> <p>県においては、令和3年6月及び11月に実施した「令和4年度政府予算に係る提言・要望」において、国に対しILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう要望したところであり、引き続き、国へ働きかけていきます。</p> <p>県としては、貴市も参画する東北ILC事業推進センターをはじめ、県内市町村や高エネルギー加速器研究機構（KEK）など、関係団体等と一層の連携を図りながら、ILCの実現に向け全力で取り組んでいきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>17 被災児童生徒の学習支援及び心のケアについて</p> <p>東日本大震災からの時間の経過とともに、震災による直接的な影響だけでなく、家庭状況の変化等二次的・複合的要因から学校生活に不適應を起こす児童生徒もいることから、被災児童に対しては、長期的かつきめ細かな学習支援と心のケアが必要です。</p> <p>また、現在配置されている「配置型」及び「巡回型」カウンセラーについては有効に機能していますが、特にも、市内教育現場の実情を把握し緊急事態発生時にも柔軟に対応できる「巡回型」は問題解決において多くの実績を残しております。</p> <p>つきましては、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いします。</p> <p>(1) 多様化・複雑化する被災児童生徒に対する学習支援等のため、復興加配教員、指導主事、栄養教諭等の教職員加配措置の継続</p> <p>(2) スクールカウンセラーの継続配置</p>	<p>(1)被災した地域の義務教育諸学校への教職員の加配については、学校及び市町村教育委員会の要望を踏まえて文部科学省に要望し、要望どおり加配が認められたところです。</p> <p>教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。</p> <p>指導主事については、被災自治体に対する人的支援として派遣を行っており、陸前高田市には、令和3年度、引き続き3人を派遣しているところです。今後についても、復興の状況等を踏まえながら検討していきます。</p> <p>栄養教諭については、義務教育標準法に基づき、給食の単独実施校や共同調理場の配食数に応じて、人員を配置しており、今後も児童生徒への安定した安全・安心な給食の提供、充実した食育指導ができるよう、市町村の意向を踏まえながら配置に努めていきます。(B)</p> <p>(2)スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。</p> <p>今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による支援を継続して要望していくとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B ; 2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月23日	<p>18 東日本大震災被災文化財資料修復に係る財政支援について</p> <p>東日本大震災により被災し、博物館関係施設から救出された資料は、約46万点であります。</p> <p>これらの被災文化財資料は、当市の自然・歴史・文化を伝える重要な資料であります。被災文化財資料を再生させる方法は、わが国はもとより、国際的にみても未確立な部分が多く、被災資料が抱える劣化要因を可能な限り取り除き（除泥、脱脂、除菌、脱塩）、その再生を図るためには、資料を構成する素材に適した処理技術を確立する必要があります。</p> <p>当市においては、これまでも文化庁の被災ミュージアム再興事業により財政支援を受けて、自然・歴史・文化の継承と調査研究に欠かせない資料を中心に、その再生に取り組んできたところでありますが、処理技術開発を行いながらの修復は、試行錯誤の連続であり、全国の専門機関の協力を得ながら進めているものの、令和3年3月末現在、約26万点の安定化処理が終了し、残り約20万点が未処理のまま保管されている状況にあります。</p> <p>この中には、博物学者鳥羽源藏氏の調査記録など重要な資料が含まれており、今後、うち約3万点について、令和7年度を目途に修復を完了し、順次、博物館での展示に活用していきたいと考えております。</p> <p>つきましては、震災からの復興を被災文化財資料の再生を通して実現させるため、文化庁の被災ミュージアム再興事業による財政支援の継続を国に対し要望いただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>被災文化財の修復は、歴史や文化による地域の復興のためにも必要な事業であると考えております。</p> <p>被災ミュージアム再興事業は令和2年度で終了する予定でありましたが、令和3年度も継続事業となったことから、本年度も継続して事業が実施されるよう、国に対して要望しているところです。今後の事業継続の可能性について引き続き情報収集を行い、適宜情報提供していきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1